

氏名 (生年月日)	岩 立 将 史 (1983 年 6 月 9 日)
学 位 の 種 類	博士(史学)
学 位 記 番 号	文博甲第 121 号
学位授与の日付	2018 年 3 月 15 日
学位授与の要件	中央大学学位規則第 4 条第 1 項
学位論文題目	維新殉難者顕彰の地域社会史的研究
論文審査委員	主査 佐藤 元英 副査 山崎 圭・檜山 幸夫

内容の要旨及び審査の結果の要旨

1、本論文の目的と構成

本研究の目的は、幕末明治維新期の尊王攘夷運動など、政治闘争で命を落とした「志士」たちである維新殉難者を顕彰する運動について、贈位や合祀を行う国家（政府）の側と、それを求める人びと（地域社会）の側には、いかなる相乗利用・効果があったのかを解明することにある。

その分析の対象地域社会として、一つは、国家側が殉難者を選抜して贈位などの顕彰行為が行なわれた地域社会をとりあげる。具体的には水戸天狗党のケースであり、水戸天狗党は、元治元(1864)年 3 月 27 日に常陸国の筑波山で挙兵し、水戸城周辺で幕府軍などと戦った後、京都を目指して西上するが、途中の越前国の敦賀郡松原村で処刑された「浪士」たちである。この天狗党の「浪士」が後に、政府側から選抜されて「志士」として顕彰されていく過程を分析することによって、国家側である中央政府による地方統治、あるいは国家への協力体制づくりという政策的意図を見出し得ると考える。

もう一つは、民衆側の国家に対する請願運動によって殉難者の贈位が実現した地域社会をとりあげる。具体的には赤報隊のケースであり、赤報隊は、慶応 4 (1868) 年 1 月から始まった戊辰戦争に官軍先鋒隊として参加するが、信濃国の下諏訪で「偽官軍」として新政府軍側により処刑された尊王攘夷派志士たちである。下諏訪の人びとは赤報隊の「志士」の顕彰運動を起し中央政府に働きかけたわけであるが、その顕彰運動の過程から国家に取り入る機会、それは地方から中央政府への請願と連絡（人脈）という仕組みをつくり出す狙いもあった。また、地域社会にとって国家から認められる名誉といった意義を見出し得る効果もあったとする仮説を立てている。

維新殉難者の顕彰をめぐる国家と地域社会の相乗利用・効果は、戦後に至っても見られる現象であることから、分析する対象の時期を、近代国家の出発点となる明治維新时期から明治百年記念祝典が実施された昭和 43 (1968) 年前後までとし、長期的視野の展望によって検討する。そこで、2 部構成とし、第 1 部では、水戸天狗党の顕彰に関連する国策とそれを受け入れて実施する福井県敦賀

市（天狗党終焉の地）の実態を解明する。第2部では、赤報隊の顕彰請願運動の推進者の行動理念と、地域社会の呼びともたらした贈位実現前後の変化について、長野県の下諏訪町（赤報隊の終焉の地）の実態を明らかにする。

目次	第三節 福井県支部の顕彰運動
序章	小括
一 本稿の課題と分析視角	第四章 明治百年記念祝典と水戸烈士遺徳顕彰会の記念事業
二 本稿の構成	はじめに
第一部 顕彰政策と地域社会	第一節 明治百年記念祝典
第一章 水戸天狗党と明治期の顕彰政策	第二節 福井県の明治百年記念祝典
はじめに	第三節 国土緑化推進委員会と明治百年記念祝典
第一節 水戸天狗党の動向	第四節 水戸烈士遺徳顕彰会の明治百年記念事業
第二節 松原神社の創建	小括
第三節 明治天皇の北陸巡幸と松原神社	第二部 地域社会の顕彰運動
第四節 水戸天狗党の靖国神社合祀と贈位	第五章 赤報隊の慰霊と丸山久成
小括	はじめに
第二章 大正・昭和初期の国民教化政策と松原神社記念祭	第一節 維新期の丸山久成と下諏訪地域
はじめに	第二節 赤報隊慰霊の官許取得活動
第一節 大正・昭和初期の国民教化政策と福井県の動向	第三節 「糾合所屯集隊」参加者の合祀と顕彰
第二節 松原神社例祭の変遷と『福井新聞』によるその報道	第四節 赤報隊「魁塚」の建立と靖国神社合祀請願
第三節 松原神社六〇年祭における「水戸烈士」呼称と祭典の性格	小括
第四節 松原神社七〇年祭における「水戸烈士」呼称と祭典の性格	第六章 赤報隊関係者の贈位請願運動
小括	はじめに
第三章 「勤皇護国ノ烈士、先覚者顕彰運動」と水戸天狗党	第一章 贈位請願運動の萌芽
はじめに	第二章 赤報隊血縁者による贈位の請願
第一節 「勤皇護国ノ烈士、先覚者顕彰運動」の実施状況	第三節 赤報隊血縁者・下諏訪地域の請願
第二節 東京市支部の顕彰運動	小括
	第七章 赤報隊の贈位をめぐる地域社会の動向—下諏訪町の「相楽祭」を題材に—

はじめに	顕彰
第一節 贈位前の相楽祭とその祭祀組織の形成	小括
第二節 下諏訪町第三区と諏訪神社の祭礼	第九章 明治百年記念祝典前後における相楽総三妻照子の顕彰運動
第三節 贈位後の相楽祭とその祭祀組織の発展	はじめに
小括	第一節 相楽照子の贈位と靖国神社合祀の請願
第八章 赤報隊監察金原忠蔵の顕彰	第二節 長谷川伸『相楽総三とその同志』の復刊
はじめに	第三節 顕彰運動推進者の理念と運動の結果
第一節 赤報隊監察金原忠蔵の動向とその慰霊	小括
第二節 金原忠蔵への贈位請願運動	終章
第三節 太平洋戦争下における金原忠蔵の	

2、論文の要旨

「第一章 水戸天狗党と明治期の顕彰政策」では、明治期に天狗党が贈位されるまでの過程を論じた。敦賀町の寺院行寿院の峻山は、慶応3（1867）年3月に神祇伯の白川資訓から天狗党の神号「御霊大明神」と「霊代並御神名帳」の下付に成功し、明治8（1875）年1月には教部省などの許可を得て、天狗党を祭神とする松原神社を創立させた。その後、明治11年10月10日に北陸東海地方巡幸で天皇が敦賀町を訪れ、天狗党の祭料500円が滋賀県令笹手田安定に下賜された。これにより、松原神社の管理は国幣中社気比神宮に委託され、祭料の下賜を記念して例祭日は毎年10月10日と定められた。明治22（1889）年5月5日、天狗党を含む旧水戸藩関係者1460人が靖国神社に合祀されるが、合祀の出願資料から、茨城県が政府の求めに応じて管轄地域の合祀候補者を選び、知事名で靖国神社を管轄する内務省に出願し、同じく同社を管轄する陸軍省や海軍省での審査を経て実現したものであることを明らかにした。

「第二章 大正・昭和初期の国民教化政策と松原神社記念祭」では、国策や地域社会の動向、天狗党の呼称の変遷を分析し、松原神社例祭、記念祭の性格の変化を論じた。『福井新聞』の松原神社例祭報道を手がかりとし、天狗党の呼称の変遷を分析すると、大正15（1926）年から「水戸烈士」という呼称が用いられるようになり、この時期の国策と地域社会の動向を検討すると、大正12年11月10日に「国民精神作興ニ関スル詔書」が発布され、国体観念の教化が各地で実践されている。また、大正2年以降、松原神社近くの松原公園の観光地化が進んでいることから、天狗党は国体観念の教化と観光の材料として位置づけられ、松原神社60年記念祭の報道で「水戸烈士」という呼称が用いられたことを論じている。また、昭和9（1934）年10月の松原神社70年記念祭では、水戸天狗党は尊王精神の教化の材料と軍人及び軍国主義教育の精神的支柱となっていったことも明らかにした。

「第三章 『勤皇護国ノ烈士、先覚者顕彰運動』と水戸天狗党」では、太平洋戦争下で「勤皇護国の烈士、先覚者顕彰運動」が全国的に展開する中で、大政翼賛会福井県支部が実施した顕彰運動の実態を明らかにした。この顕彰運動は大政翼賛会が提唱し、戦意高揚を目的として行われた。福井県支部では「勤皇護国烈士先覚者顕彰史蹟巡歴錬成会」が開催され、太平洋戦争完遂のための「思想錬成」を目的に、幕末の尊王攘夷派「志士」や南北朝期の南朝方武将などに関する県内の史蹟、天狗党の墓地などを巡検し、現地で武田耕雲斎に関する講演などが行われた実態を明らかにした。

「第四章 明治百年記念祝典と水戸烈士遺徳顕彰会の記念事業」では、明治百年記念祝典にあわせた福井県の記念行事・事業と水戸烈士遺徳顕彰会の記念事業を分析している。昭和 43 (1968) 年 10 月 23 日に東京都千代田区北の丸公園の日本武道館で明治百年記念式典が挙行されたが、25 項目の記念行事が行われたが、その中でも「国土の緑化」、「歴史の保存、顕彰」、「青年の船」が重要なテーマであったことを明らかにした。福井県では昭和 25 (1950) 年 1 月 30 日に発足した国土緑化推進委員会による緑化運動の継続もあり、「明治百年記念緑化行事」が大々的に行われているが、そこから政府と福井県の緑化事業の関連性を論じている。こうした時期に、松原神社を支える水戸烈士遺徳顕彰会は、昭和 43 年 10 月 10 日の例祭で植樹を行い、同月 23 日には「明治百年福井国体記念植樹碑」の除幕式を行った意義を論じている。

「第五章 赤報隊の慰霊と丸山久成」では、元赤報隊士丸山久成らが行った赤報隊幹部の慰霊に関する活動を検討している。丸山らは、まず、赤報隊長相楽総三と同隊の前身である糾合所屯集隊の隊士西山尚義の遺稿集出版及び墓の建立を目指した。官許と支援者を得て、明治 2 (1869) 年 5 月に相楽と西山の遺稿集を刊行し、翌年 3 月頃には、栃木に西山の墓が建立され、さらに 6 月下諏訪に赤報隊幹部の墓「魁塚」が建立された。明治 16 (1883) 年 12 月には岐阜県令小崎利準の名で西山に祭料が下賜され、明治 24 (1891) 年 11 月に西山を含む 1272 人の国事殉難者が靖国神社に合祀された後、相楽ら赤報隊幹部を靖国神社へ合祀する運動へと展開していったことを検証している。

「第六章 赤報隊関係者の贈位請願運動」では、赤報隊の血縁者が下諏訪町及びその周辺地域の人びとと共に、展開した赤報隊幹部への贈位請願運動の実態を分析し、大正・昭和初期の贈位の審査過程と決定要因を考察している。木村亀太郎、竹内義之助、竹内健太郎、渋谷貴重ら関係者遺族、さらに下諏訪町長大和仁平をはじめとする周辺地域の有力者が協力して地域社会の運動となっていく展開を明らかにした。昭和 2 (1927) 年 11 月、下諏訪及び周辺地域の人びと総勢 58 人の連署による請願書が長野県庁に提出され、長野県や内務省、内閣、認定官の審査を経て最終的に天皇によって裁可された。昭和 3 年 11 月には相楽総三に正五位、渋谷総司に従五位が贈位されたが、贈位の決定要因となったのは、地域社会の民意が反映されているかどうか、政府の判断材料となっていたと結論づけている。

「第七章 赤報隊の贈位をめぐる地域社会の動向—下諏訪町の『相楽祭』を題材に一—」では、贈位が地域社会に与える影響について、贈位前後の赤報隊の慰霊祭「相楽祭」の祭祀組織を分析した。明治期に途絶えた相楽祭は、大正 5 (1916) 年 4 月、木村亀太郎ら関係者及び遺族や下諏訪町の有志によって復活する。相楽らの 50 年忌の大正 7 年 4 月 3 日には、下諏訪町第三区が相楽祭を主催す

るようになり、大正 11 年には第 3 区の区費と 75 の個人と企業からの寄付金で運営され、75 の個人と企業からなる祭祀組織が形成されていた。相楽らが贈位された後の昭和 4 年 4 月 3 日の相楽祭は、414 の個人と企業から寄付金が集まり、祭祀組織は 414 の個人と企業からなり、贈位によって組織が格段に発展した事実を解明し、そこから贈位には地域社会の結束をもたらす影響力があったことを考察している。

「第八章 赤報隊監察金原忠蔵の顕彰」では、赤報隊監察の金原忠蔵が顕彰されるまでの過程を明らかにしている。金原忠蔵の慰霊や顕彰は、明治 3 (1870) 年から行われており、明治 32 (1899) 年 5 月、竹内義之助らが千葉県庁に金原の靖国神社合祀を出願したが、合祀は実現しなかった。大正 4 (1915) 年 10 月以降、竹内義之助、竹内健太郎、木村亀太郎らが贈位の請願運動を展開した結果、金原の顕彰は、「勤皇護国ノ烈士、先覚者顕彰運動」が全国的に展開するなかで、昭和 18 年 3 月に実現された。昭和 3 年 11 月に相楽らへの贈位が決定した時期から 10 年も遅れた理由については、政府の贈位に関する判定として、相楽と金原とでは死因に対する異なる「論理」があったことを指摘している。

「第九章 明治百年記念祝典前後における相楽総三妻照子の顕彰運動」では、昭和 42 (1967) 年前後から展開された相楽総三の妻照子の顕彰運動の実態と運動推進者の行動理念を明らかにしている。運動の中心人物となった会津若松市羽黒山神社講師の皆川勝彦らによる維新殉難者の贈位と靖国神社合祀を目指した運動は、会津若松市選出の衆議院議員八田貞義を通して、合祀の請願が総理府に届けられたが、実現することはなかった。その理由として、政府がイデオロギー対立を引き起こす恐れがあると判断したことや、贈位の審査基準として地域社会の協力、つまり赤報隊終焉の地である下諏訪町の人びとや相楽会の支援を、皆川らは得られていなかったことにあったと結論付けている。

3、本論文の問題点と課題

- (1) 広い見識に基づいた研究になっているが、先行研究の整理において、贈位を行う側の政府と求めた側の地域社会との相関関係について、先行研究ではどのような議論がなされて、どこまで明らかにされたのか、さらに焦点を絞ったまとめ方が必要であると思われる。
- (2) 論文のテーマが大きく、対象とする時期が長期間にわたっていることから、ある種の時期区分を取り入れ、各時代・時期の政治史的・地域社会史的背景に関する目配りも必要である。
- (3) 明治 8 年の太政官達による合祀調査について、なぜこの時期なのか、また、明治 16 年以降に維新殉難者が合祀されて行く理由について、説明が十分とはいえない。
- (4) 国民教化政策について、大正 8 年から昭和 12 年までを継続的にとらえることに難点があり、極東の国際情勢の変化にも配慮する必要があると思われる。
- (5) 明治政府の贈位候補者の選出については、多くの先行研究があるとしているが、本論文の新視点を明確にする意味でも、赤報隊幹部に贈位を許した政府側の理由とその目的について簡潔に示しておくことが必要である。

(6)地域社会の人びとが慰霊祭を維持することによって、その地域の団結が形成されて行くとしているが、慰霊祭に参加する政府関係者、県庁関係者、地元住民の人的交流の意義も論究すべきである。
(7)赤報隊の贈位請願運動に「信濃新報」「信陽新聞」などが関わっているが、これらの新聞社が下諏訪の人びとの請願運動をなぜ掲載し続けたのか。赤報隊幹部以外の隊士の扱いはどうであったのか、赤報隊全体像の報道にも言及する必要がある。

4、本論文の問題点と課題

第 1、本論文は、明治維新殉難者の顕彰をめぐる国家と地域社会の相乗利用・効果を明らかにしようとする研究視角において独創性が、その解明に成功している。すなわち、中央政府は地方統治と国家への協力体制の装置として贈位・合祀を利用し、地域社会は顕彰運動を通して県庁から中央政府へと連絡・人脈を築こうとした実態が浮き彫りにされた。そうした相乗利用・効果は、政府の教化政策と地域社会の人びとの国家への帰属意識の高揚に結びついていったことも明らかにされた。

第 2、明治初期から明治百年祭の昭和 43 年頃まで、長期的展望に立って、明治維新殉難者顕彰の実態をとらえようとするスケールの大きさだけでなく、その長期間の実態を膨大な政府関係文書・県市町村行政文書・地域社会に残された個人文書によって実証的に論じていることによって説得力がある。とくに地域社会に残されてきた個人文書の「武田家文書」「木村家文書」「竹内家文書」など、あるいは組織史料といえる「敦賀水戸烈士遺徳顕彰会文書」「下諏訪町第三区文書」「諏訪大社文書」などは、本論文によってはじめて分析されたものであることから、社会的貢献も評価できる。

第 3、政府による贈位決定の条件として、被贈位者の関係する地域における民意の有無、請願の理念が重要な要因になっていたことを明らかにした点も本論文の成果である。

第 4、被贈位者の慰霊祭を支える地域共同体の実態を明らかにし、その形成、拡大過程から地域社会における贈位の機能を考察した点も斬新である。先行研究では、政策、制度面の分析や、被贈位者の人物像などを検討しているが、贈位による地域社会の結束の変容を長期的展望によって論じた研究はほとんどなく、本論文は先駆をなすものとして評価されるであろう。

第 5、被贈位者の人物像が地域社会に共有される過程を明らかにした点も、本論文の成果である。先行研究では、顕彰碑の建立や伝記の刊行によって被贈位者の人物像が形成されたとする傾向があるが、慰霊祭を支える地域社会の人びとの中に形成された人物像について論じたことも本論文の特色である。

5、結論

以上を総合的に考え合わせた結果、本審査委員会は、本論文を博士（史学）の学位を授与するに値するものと認定する。